

実質化された内日地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
下関市	内日地区(一ノ瀬・赤田代・音無・亀ヶ原・上江後・下江後・広瀬・入野・西山瀬・東山瀬・石畑・中村・田屋・堀ノ内・大頭・西河原・東河原・梅本・稲野・寺秋・植田・善朱庵・宮本・金子・高地・門前、出の口(一部))	令和3年3月31日	

1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	461.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	377.9ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	102.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	49.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	54.1ha
(備考)	

注1:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注2:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注3:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

注4:地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計は、アンケート調査の結果等により記載します。

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積より、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の方が5ha多いが、60才以上で後継者未定の農業者も多く、今後一層高齢化が進むことが想定されるため、新規参入者等、新たな農地の受け手の確保が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

対象地区の中心経営体は、8経営体おり、内6経営体が法人(認定農業者)で2経営体が個人(内1経営体が認定農業者)である。法人の内2経営体は、稲作を主体とした経営を行い、2経営体は、稲作と土地利用型作物を組み合わせた経営を行い、2経営体は、施設野菜の経営を行っている。個人の内1経営体は、水稻を主体とした経営を行い、1経営体は畜産と水稻の複合経営を行っている。

また、地域の遊休農地の発生を防止するため、離農や経営規模を縮小する出し手がある場合は、引続き地区内で協議の場を設け、法人((農)うつい、(農)江後、(農)内日三町生産組合)を中心に農地の集約化を図っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(中心経営体)

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	8 経営体		179.2 ha 乳用牛(育成)7頭		233.3 ha 乳用牛(育成)10頭	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、106筆、182,776㎡となっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</p>
<p>基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、内日地区において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>新規・特産化作物の導入方針 米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高い園芸作物の生産が必要であり、関係機関と協議の上、地区の気候等にあった作物を決定し、生産に取り組む。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 侵入防止柵やネット等の設置や捕獲檻の設置により、鳥獣害防止対策を行う。</p>
<p>その他 ・認定農業者については、低コスト化を図ることと同時に、安定した反収を確保できるよう、肥培管理等の再確認を行い、安定した収量と収益を確保するよう努める。 ・地域内の耕作放棄地の解消に努める。 ・内日地区の米の品質向上を目指す。 ・地域の担い手を確保するため、新規就農者を積極的に受け入れる。 ・後継者不足や経営規模拡大による労働力不足を解消するため、人材派遣会社等を利用し、人材を確保に努める。 ・イチゴの加工品開発等の6次産業化に取り組む</p>